

令和5年5月10日
総合政策局 海洋政策課
海事局 海洋・環境政策課

船体付着生物管理ガイドラインの改正案に合意

～ 国際海事機関（IMO）汚染防止・対応小委員会（PPR）※第10回会合の開催結果 ～

4月24日～28日にかけて、国際海事機関（IMO）において、汚染防止・対応小委員会（PPR）※第10回会合がハイブリッド形式で開催されました。今次会合では、船体付着生物管理の方法について議論が行われ、管理方法を定めるガイドラインの改正案に合意しました。

※海洋汚染や大気汚染等に関する技術的な事項を検討・審議するために年1回開催される国際会議 PPR10における主な審議結果は以下のとおりです。（詳細は別紙ご参照ください。）

1. 船体付着生物管理

- 本議題は、船体に付着した生物の越境移動による生態系への影響を防止するため、2011年の第62回海洋環境保護委員会（MEPC 62）において採択された「有害水生生物の移動を最小化するための船体付着生物の管理に関するガイドライン」の実用性及び有効性の評価を行い、本ガイドラインの見直しを審議するものです。
- 今次会合では、同ガイドラインの改正案の最終化に向けた議論が行われ、我が国は、これまで日本の海事産業が蓄積した技術的知見に基づいて、ガイドラインの実効性を高めるため、船体付着状況を確認する検査の間隔や水中洗浄における除去した生物の捕捉率等に関する提案を行いました。
- 審議の結果、我が国の提案内容を反映した改正案に合意しました。
- 本改正案は、本年7月に開催予定のMEPC 80において採択される見込みです。採択後は、改正されたガイドラインに従って船体付着生物の管理が行われ、生物の越境移動の抑制や燃料消費量の削減につながることを期待されます。

2. その他

- 北極圏におけるブラックカーボンの排出削減に向けて、ブラックカーボンの排出データの収集及び目標ベースの対策に関する非強制ガイドラインの策定に向けて、引き続き通信部会で議論を進めることとなりました。
- 船舶からの海洋プラスチックごみ対策について、プラスチックペレットの海上輸送に伴う環境リスクを軽減するため、適切な輸送を行うための回章案を作成しました。



<問合せ先> 代表 03-5253-8111

海事局 海洋・環境政策課 上田、高橋

直通:03-5253-8118

(内線:43-923、43-922)

総合政策局 海洋政策課 伊藤、望月

直通:03-5253-8266

(内線:24-362、24-376)

汚染防止・対応小委員会 第10回会合（PPR 10） 主な審議結果

1. 船体付着生物管理ガイドラインの改正

【経緯】

船体に付着した生物の越境移動による生態系への影響を防止するため、2011年の第62回海洋環境保護委員会（MEPC 62）において、「有害水生生物の移動を最小化するための船体付着生物の管理に関するガイドライン」が採択されました。2021年以降、本ガイドラインの実用性及び有効性の評価を行い見直しが行われてきました。

【審議結果】

今次会合では、同ガイドラインの改正案の最終化に向けた議論が行われ、我が国は、これまで日本の海事産業が蓄積した技術的知見に基づいて、ガイドラインの実効性を高めるため、船体付着状況を確認する検査の間隔や水中洗浄における除去した生物の捕捉率等に関する提案を行いました。

審議の結果、我が国の提案内容を反映した改正案に合意しました。本改正案は、本年7月に開催予定の第80回海洋環境保護委員会（MEPC 80）において採択される見込みです。採択後は、改正されたガイドラインに従って船体付着生物の管理が行われ、生物の越境移動の抑制や燃料消費量の削減につながることを期待されます。

また、新たに船体水中洗浄に関するガイドラインの検討を開始することが合意されました。

2. 国際海運によるブラックカーボン排出の北極域への影響の低減

【経緯】

国際海運からのブラックカーボン（BC）排出による北極域への影響を低減するため、「推奨目標ベースのBC排出削減対策ガイドライン」の策定や将来の規制導入等に関して検討を進めているところ、PPR 9（2022年4月）において通信部会[※]を設置し、同部会において「BC排出量データ収集のためのガイドライン」案が作成され、また、今後の規制導入に向けた検討の方向性について検討が行われてきました。

※通信部会：国際規則やガイドラインの改正等を審議するためのオンラインベースの検討グループ

【審議結果】

今次会合での審議の結果、引き続き通信部会を設置して「BC排出量データ収集のためのガイドライン」及び「推奨目標ベースのBC排出削減対策ガイドライン」の検討作業を継続することに合意し、また、関心国・機関が次回会合（PPR 11）に具体的なBC排出規制案を

提出することとなりました。併せて、本件に関する作業完了目標年を 2023 年から 2025 年に延長するよう MEPC 80 に要請することに合意しました。

3. 船舶からの海洋プラスチックごみへの対処

【経緯】

近年の海洋プラスチックごみに対する国際的な環境問題としての関心の高まりを受け、IMO では、2018 年に策定された「海洋プラスチックごみ対策の実効性を強化するためのアクションプラン」の下で、PPR においてその具体的な取り組みが審議されています。

【審議結果】

(1) プラスチックペレットの海上輸送に伴う環境リスクの軽減

2021 年 5 月にスリランカ沖で発生したコンテナ船の事故により、プラスチックペレットの流出による海洋汚染が発生したことを受け、プラスチックペレットの海上輸送に伴う環境リスクを軽減するための対策が議論されています。

今次会合では、短期的措置として、梱包・情報通知・積み付けについて自主的な取り組みを奨励する「貨物コンテナによるプラスチックペレットの海上輸送に関する勧告」の回章案が審議されました。同回章案は、2024 年に開催予定の第 81 回海洋環境保護委員会 (MEPC 81) での承認を視野に、次回会合 (PPR 11) で最終化することが合意されました。

義務的措置については、MARPOL 条約附属書 III の改正を含む複数の選択肢が示され、次回以降の会合において具体的要件を議論することとなりました。

船舶から流出したプラスチックペレットの清掃に関するガイドラインについては、通信部会を設置して、次回会合 (PPR 11) に向けて引き続き検討を行うことが合意されました。

(2) 漁具の流失及び排出の報告義務及び漁具マーキングの義務化

今次会合では、漁具の流出及び排出時の報告対象を拡大し報告義務の促進・強化を図るため、MARPOL 条約附属書 V の報告要件の規定及び関連ガイドラインの改正案に関して審議が行われましたが、更なる検討が必要として、通信部会を設置して、次回会合 (PPR 11) に向けて引き続き検討を行うことが合意されました。

また、今次会合では、漁具の海洋投棄の抑制等を目的として、漁具に所有者等の情報を表記するマーキングの義務化について審議する予定でしたが、具体的な提案が提出されなかったことや、メンバー国から地域の漁業実態や漁具の特性を踏まえた慎重な検討が必要であるとの意見等が出されたことを踏まえ、関心国等が次回会合 (PPR 11) に目標志向型 (Goal-based) の漁具マーキング義務化に向けた MARPOL 条約附属書 V 改正案及び関連ガイドライン案を提出することとなりました。

4. 船用ディーゼルエンジンにおける複数運転モードの使用に関する MARPOL 条約附属書 VI 及び NOx テクニカルコードの改正

【経緯】

窒素酸化物 (NOx) 規制の観点から、複数運転モード (Multiple Engine Operational Profile) を持つエンジンの NOx 認証方法の明確化、オフサイクル放出量 (現行規制に基づく NOx 計測点以外の動作点における放出量) の規制方法等について、PPR 9 にて設置された通信部会において検討が行われてきました。

【審議結果】

今次会合での審議の結果、関心国・機関が次回会合 (PPR 11) にこれまでの議論を踏まえた具体的な NOx テクニカルコードの改正案を提出することとなりました。

5. MARPOL 附属書 IV 及び関連ガイドラインの改正

【経緯】

2019 年以降、汚水処理装置が適正に機能することを担保するため、MARPOL 条約附属書 IV 及び汚水処理装置の排水基準と性能試験の実行に関する 2012 年ガイドライン (以下「関連ガイドライン」という。) の見直しが行われてきました。

【審議結果】

今次会合では、MARPOL 条約附属書 IV 及び関連ガイドラインの改正について、通信部会において引き続き検討作業を継続することに合意しました。日本から提案を行った、既存船への性能試験を課すことは不適切であるという主張や行政が型式承認試験を実施する手段を選択肢の一つとする主張については今後の検討において考慮することとされました。

6. バラスト水の基準適合監視装置の検証プロトコルの作成

【経緯】

バラスト水に含まれる生物の越境移動による生物多様性への悪影響の防止を目的としたバラスト水管理条約が 2017 年に発効しました。同条約では、船舶から排出されるバラスト水について、単位体積あたりの生物含有数が基準として定められています。この基準への適合性を確認するための装置 (バラスト水適合監視装置) の性能に関する統一要件が存在しないことを受けて、2021 以降、同装置の性能を検証する試験手順 (プロトコル) の検討が進められてきました。

【審議結果】

今次会合では、バラスト水の基準適合監視装置の検証プロトコルに合意しました。本プロトコルは、MEPC 80 において採択される見込みです。採択後は、本プロトコルに従ってバラ

スト水の基準適合監視装置の性能が統一的な基準によって検証され、装置の性能が一定以上の水準となることが期待されます。

7. 揮発性有機化合物（VOC）関係

【経緯】

MARPOL 条約附属書 VI 第 15 規則において揮発性有機化合物（VOC）の排出規制が規定されているところ、2018 年に採択された「IMO GHG 削減戦略」を踏まえ、GHG 排出削減の観点から VOC に係る現行規定をレビューすることが提案され、PPR 9 において通信部会が設置され、VOC に関する規制強化に関する今後の検討項目案について検討が行われてきました。

【審議結果】

今次会合では、VOC に関する規制強化に関する今後の検討項目が合意され、MEPC 80 に提出されることとなりました。

以 上

IMO 汚染防止・対応小委員会 (PPR) の概要

- 国際海事機関 (IMO) 汚染防止・対応小委員会 (PPR) は、海洋汚染や大気汚染等に関する技術的な事項を検討・審議する※。

※PPRが小委員会として技術的な検討・審議を行い、その結果を踏まえて、海上安全委員会 (MSC) や海洋環境保護委員会 (MEPC) が条約の採択等を行う。

- バラスト水の管理、ブラックカーボン、排出ガス洗浄装置 (スクラバー)、海洋プラスチックごみ等の 環境に関する多岐に亘る議題 が扱われている。

